

市 第 63 号議案 横浜市下水道条例の一部改正、  
市 第 64 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正 及び  
市 第 65 号議案 横浜市公園条例の一部改正 の概要について

1 占用料の改定について

(1) 占用料改定の背景

ア 標記 3 条例に定める占用料については、電柱や地下埋設管など道路と連続して設置される場合が多いため、従来から本市の道路占用料の改定に合わせて改定してきました。

イ 「横浜市道路占用料条例」は、本年 4 月の国の道路占用料改正を踏まえて、本定例会に市第 69 号議案として一部改正を上程しています。

ウ このことを受けて、標記 3 条例につきましても、次により一部改正を行います。

※横浜市下水道条例で定める占用料は、一般下水道（水路）を対象としています。

(2) 各条例の占用料改定

ア 道路占用料条例と共通であり、道路占用料と同額にするもの

【主な改定例】

種 別	単位	改定前	改定後
第三種電柱 (3 条例共通)	1 本／年	4,700 円	4,600 円
第三種電話柱 (3 条例共通)	1 本／年	4,500 円	4,300 円
水道管等の地下埋設管 (3 条例共通)	1 m／年	100 円～2,000 円	83 円～2400 円
鉄道、軌道等の用に供するもの (下水・河川条例)	1 m <sup>2</sup> ／年	3,100 円	3,900 円
郵便差出箱 (公園条例)	1 基／年	1,300 円	1,700 円

イ 「横浜市下水道条例」、「横浜市河川占用料条例」又は「横浜市公園条例」固有の規定であり、道路占用料の改定率を適用するもの

【主な改定例】

種 別	単位	改定前	改定後
橋りょう (水・河川側)	幅員が 2.5m 以下のもの	1 m <sup>2</sup> ／年	220 円
	幅員が 2.5m を超えるもの		750 円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽 等で地下に設けられるもの (公園条例)	1 m <sup>2</sup> ／年	1,000 円	850 円

(3) 施行時期

平成 21 年 4 月 1 日

## 2 谷本公園の球技場の利用料金について（第 65 議案関連）

(1) 公園の有料施設を規定している別表第 1 に「谷本公園の球技場」を追加

【改正前】

(省 略)	
長坂谷公園	野球場 庭球場 球技場
千草台公園	プール 子供用プール
(省 略)	

【改正後】

(省 略)	
長坂谷公園	野球場 庭球場 球技場
<b>谷本公園</b>	<b>球技場</b>
千草台公園	プール 子供用プール
(省 略)	

(2) 利用料金の規定を別表第 3 に追加

谷本公園の 球技場	全面を利用する場合	1 日につき	70,300 円
	フットサルコートとして 利用する場合	1 面 1 日につき	62,400 円

(3) 施行時期

平成 21 年 4 月 1 日

## 3 「運動広場」の取扱いについて（第 65 議案関連）

(1) 改正の内容

本牧市民公園への指定管理者導入に伴い、有料施設の種別のうち「運動広場」が全て指定管理者による管理に移行するため、直営施設の使用料を規定している「別表第 2 第 1 号エ」から運動広場の項を削除

(2) 施行時期

平成 21 年 4 月 1 日